

岡崎市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付規程

(住宅用太陽光発電システム、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム、家庭用エネルギー管理システム、定置用リチウムイオン蓄電システム、電気自動車等充給電システム、断熱窓、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)

(通則)

第1条 岡崎市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金(以下「補助金」という。)は、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則(昭和34年岡崎市規則第3号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、住宅用地球温暖化対策設備(以下「対象設備」という。)を購入及び設置し、使用する者に対して、その経費の一部を補助することにより、対象設備の導入促進及び普及啓発を図り、もって地球温暖化防止に寄与することを目的とする。

(対象設備)

第3条 補助金交付の対象設備は、次の各号に掲げるものとし、いずれも設置前又は購入前において使用に供されたものでないこと。

(1) 次に掲げる要件のいずれにも該当する住宅用太陽光発電システム(以下「太陽光発電システム」という。)

ア 太陽電池の出力を監視する等により、全自動運転(自動運転・自動停止)を行うものであること。

イ 太陽光発電システムの構成要素として、太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器(サービスマスター)、インバータ・保護装置、発生電力量計及び余剰電力販売用電力量計を備えていること。ただし、構成要素は単体の要素であることを必要としない。

ウ 次の各号に規定する要件に該当するものであること。

(7) 太陽電池モジュールについては、一般財団法人電気安全環境研究所(以下「JET」という。)の太陽光モジュール認証を受けたもの又はこれに準じた性能を持つものであること。また、IEC規格に基づき、JETが認証した太陽光モジュール又はIECEE - PV - FCS制度に加盟している海外認証機関の認証についても、同等と判断する。

(4) 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値(単位はキロワットとし、小数点以下3位を切り捨てる。以下同じ。)が10キロワット未満であること。なお、増設等の場合においては、既設分を含めて10キロワット未満であること。

(9) 接続箱、直流側開閉器及び交流側開閉器は、電気設備に関する技術基

準を定める省令及び内線規程(JEAC8001)に準拠していること。

- (イ) インバータ・保護装置は、「電気設備技術基準の解釈」等に基づく任意認証制度基準に準拠しているものであるか、設置予定住宅を電力供給区域とする電力事業者が個別に認めたものであること。
- (ロ) 発生電力量計は、太陽光発電システムが発電し、負荷及び商用系統連系に逆潮流した太陽光発電システムの全発電電力量を測定できるものであること。
- (ハ) 余剰電力販売用電力量計は、太陽光発電システムの設置予定住宅を電力供給区域とする電力事業者の仕様に適合するものであること。

エ 工事、施行にあたっては、電気設備に関する技術基準を定める省令及び内線規程(JEAC8001)に準拠していること。

- (2) 一般社団法人燃料電池普及促進協会により登録されている家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(以下「燃料電池システム」という。)
- (3) 次に掲げる要件のいずれにも該当する家庭用エネルギー管理システム(以下「HEMS」という。)

ア 設置予定のHEMSが「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載していること。

イ タブレット、スマートフォン、パソコン又はHEMSに付随する専用モニターにより、電力使用量を表示できるものであること。

ウ 住宅全体の電力使用量を30分間隔以内で計測し、1時間以内の単位で1か月以上、1日以内の単位で13か月以上蓄積できるものであること。

エ 分岐回路単位の電力使用量、部屋単位の電力使用量、電気機器単位の電力使用量のいずれかを30分間隔以内で計測し、1時間以内の単位で1か月以上、1日以内の単位で13か月以上蓄積できるものであること。ただし、燃料電池で発電された発電量、太陽光発電システムの設置による発電量及び売電量、蓄電池の設置による充電量及び放電量のいずれかを計測し、蓄積できる場合は、その限りではない。

オ 一つ以上の設備又は電気機器に対して、電力使用量を削減するための制御又は蓄電池の蓄エネルギー設備を用いたピークカット、ピークシフト制御を自動的(使用者の確認を介した半自動制御を含む。)に実行できるものであること。

カ 太陽光発電システム等の創エネルギー設備及び蓄電池等の蓄エネルギー設備との接続機能を有しており、発電量、充電量等の情報が取得又は計測できるものであること。

キ 電力使用量に関わる情報に基づき、電力使用量の削減を促す情報提供を行うことができるものであること。(目標達成状況を提示する省エネ評価を含む。)

- (4) 国が実施する補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)により登録されている定置用リチウムイオン蓄電システム(以下「蓄電システム」という。)
- (5) 国が実施する補助事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されている電気自動車等充給電システム(以下「V2H」という。)
- (6) 次に掲げる要件のいずれにも該当する断熱窓
 - ア 住宅の居間又は主たる居室(就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等をいい、以下「居間等」という。)の外気と接する窓であって、その改修する居間等の外皮部分の全ての窓に設置又は施工するものであること。
 - イ 改修部分の熱貫流率が $2.33\text{W}/\text{m}^2 \cdot \text{K}$ 以下になること。
- (7) 国が実施する補助事業における補助対象として交付決定を受けたネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(以下「ZEH」という。)

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象者は、対象設備を使用しようとする者であって、第3条第1号から第5号及び第7号に規定する設備については次の第1号、第2号及び第4号、第3条第6号については第1号及び第4号の要件を満たす者とする。この場合において、太陽光発電システムについては、対象設備で発生した電力を使用する者で、設置予定住宅の電灯契約者であること。

- (1) 自ら居住し、かつ、所有(同居の親族の所有を含む。)する市内の戸建住宅(併用住宅を含む。以下同じ)に自ら対象設備を購入し、設置しようとする者
- (2) 自らの居住の用に供するための市内の戸建住宅の新築に合わせて対象設備を設置しようとする者
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により工期が遅延し、令和2年度補助金の交付申請の取下げの届出を行った者
- (4) 市税を滞納していない者

(補助対象経費)

第4条の2 補助対象経費は、対象設備の設置に要する費用であって、別表に掲げる費用(消費税及び地方消費税を除く。)とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次に掲げる額とする。

- (1) 太陽光発電システムについては、対象設備を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値に1万円を乗じて得た額とする。この場合において、当該補助金の上限は、対象設備の設置に係る費用に100分の50を乗じて得た額又は4万円のいずれか低い額とする。

- (2) 燃料電池システムについては、補助対象経費の合計額に100分の5を乗じて得た額とし、1基につき5万円を上限とする。
- (3) HEMSについては、補助対象経費の合計額に100分の25を乗じて得た額とし、1基につき1万円を上限とする。
- (4) 蓄電システムについては、蓄電容量に1万円を乗じて得た額とする。この場合において、当該補助金の上限は、補助対象経費の合計額に100分の5を乗じて得た額又は7万円のいずれか低い額とする。
- (5) V2Hについては、補助対象経費の合計額に100分の5を乗じて得た額とし、1基につき5万円を上限とする。
- (6) 断熱窓については、補助対象経費の合計額に100分の5を乗じて得た額とし、1件につき5万円を上限とする。
- (7) ZEHについては、1件につき16万円とする。

2 補助金の額の算定に当たって、1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)のうち、第4条第1号又は第2号に該当する者については、対象設備の設置工事着手前に、岡崎市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付申請書に、補助金の交付に必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。第4条第3号に該当する者については、補助対象事業の完了日から起算して2か月以内かつ当該年度の3月31日までに、岡崎市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付申請書兼実績報告書(以下「申請書兼実績報告書」という。)に、補助金の交付に必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。補助対象事業の完了日から起算して2か月以内に提出ができない場合は遅延理由書を提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、第3条第1号から第5号に掲げる対象設備は1世帯について1基、第6号及び第7号に掲げる対象設備は1世帯について1回に限り行うことができる。

3 断熱窓については、太陽光発電システム及びHEMSとの同時設置に限り、第1項の規定による申請を行うことができる。

4 太陽光発電システムについては、HEMSと合わせて蓄電システム、V2H又は断熱窓のいずれかとの同時設置に限り、第1項の規定による申請を行うことができる。

5 ZEHについては、第3条各号の対象設備との重複申請はできないものとする。

6 交付申請の受付は、当該会計年度の予算の範囲内において先着順に行うものとし、予算の範囲を超えるときは受付を停止する。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、補助金の交付を決定したときは、その旨を申請者に通知する。

(補助事業の変更及び取下げ)

第8条 補助金の交付決定通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、次の各号のいずれかに該当する補助事業の計画を変更しようとするときは、岡崎市住宅用地球温暖化対策設備設置等補助事業変更等申請書(以下「変更等申請書」という。)を提出し、市長の承認を受けなければならない。また、申請時の設置計画書を変更する場合は、岡崎市住宅用地球温暖化対策設備設置変更計画書(以下「変更計画書」という。)を提出することとする。

(1) 補助金交付申請額の減額

(2) 交付決定の取下げ

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、その旨を交付決定者に通知する。

(地位の承継)

第9条 交付決定者が、死亡等やむを得ない理由により、設置場所に居住できなくなった場合において、交付決定者の承継人が交付決定の内容で、補助金の交付を受ける意思を有するときは、市長の承認を受けてその地位を承継することができる。地位を承継しようとするときは、地位承継申請書を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、その旨を申請者に通知する。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、第3条第1号から第6号に掲げる対象設備については、補助対象事業の完了日から起算して2か月以内かつ当該年度の3月31日までに、岡崎市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助事業実績報告書(以下「実績報告書」という。)に市長が必要と認める書類を添えて報告しなければならない。補助対象事業の完了日から起算して2か月以内に提出ができない場合は遅延理由書を提出しなければならない。第3条第7号に掲げる対象設備については当該年度の3月31日までに報告することとする。

2 市長は、実績報告書を審査し、補助金の額を確定したときは、その旨を交付決定者に通知する。

(処分の制限)

第11条 第6条第1項に規定する申請書兼実績報告書又は第10条第1項に規定する実績報告書を提出し、補助金の額の確定を受けた者が、対象設備の法定耐用年数の期間内に当該対象設備を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書を提出し、市長の承認を受けなければならない。この場合において、市長は、その承認に必要な条件を付することができるものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定した補助金を取り消すことができる。

- (1) 交付決定者が、この規程及びこの規程に基づく事務取扱要領の規定に違反したとき。
- (2) 交付決定者が補助金を第2条の規定以外の目的に使用したとき。
- (3) 第8条第1項に規定する変更等申請書、変更計画書又は第10条第1項に規定する実績報告書の提出を、正当な理由なく拒んだとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、既に補助金を交付した場合において、前条の規定による取消しをしたときは、交付決定者に対し、期限を付して当該補助金の全部又は法定耐用年数から既に使用した年数を減じた年数を法定耐用年数で除した値に当該補助金の額を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。)の返還を請求するものとする。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由により、当該対象設備を処分するとき。
- (2) その他市長が補助金の返還の必要がないと認めるとき。

(現地調査等)

第14条 市長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて申請者に対し報告を求め、又は現地調査等を行うことができる。

(期日の特例)

第15条 第6条第1項に規定する申請書兼実績報告書又は第10条第1項に規定する実績報告書の提出期限が閉庁日に当たるときは、その日後最初に到来する開庁日をもって期限とみなす。ただし、当該年度の3月31日が閉庁日の場合は、当該年度の最後に到来する開庁日をもってその期限とみなす。

(協力要請)

第16条 市長は補助金を交付した者に対し、アンケート調査、データ提供等の協力を求めることができる。

- 2 前項の規定により協力を求められた者は、やむを得ない場合を除き、協力するものとする。

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの規程の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付、交付申請の取下げ、交付決定の取消し及び補助金の返還については、同日以後もなおその効力を有する。

別表(補助対象経費)

太陽光発電システム	太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、インバータ・保護装置、発生電力量計、余剰電力販売用電力量計、配線・配線器具の購入、据付けその他対象設備の設置工事に関する費用
燃料電池システム	燃料電池ユニット、貯湯ユニット、附属品(リモコン、配管カバー、燃料電池システム試運転に係る費用等)、配線・配線器具の購入、据付け、配管・配管器具の購入、据付け及びこれらの工事に付随する工事に関する費用
H E M S	データ集約機器、通信装置、制御装置、モニター装置、計測機器、配線・配線器具の購入、据付けその他対象設備の設置工事に関する費用
蓄電システム	リチウムイオン蓄電池と電力変換装置(インバータ、コンバータ、パワーコンディショナー等)で構成される対象設備の設置に関する費用
V 2 H	当該補助対象設備の購入、据付けその他対象設備の設置工事に関する費用
断熱窓	内窓設置、外窓交換又はガラス交換を伴う窓断熱改修工事に関する費用
Z E H	高断熱外皮、空調設備、給湯設備、省エネルギー設備、創エネルギーシステム(太陽光発電等の再生可能エネルギーを利用したシステム)、H E M S、その他国が実施する補助事業の対象となる設備等